

令和4年10月

お客様各位

富山県信用組合

不渡情報の共同利用について

平素は「けんしん」富山県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

各地手形交換所は、令和4年11月2日（水）をもって交換業務を終了します。これに伴い、不渡情報の共同利用を終了します。

共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたしますので、その削除後、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答になりますのでご承知置きください。

なお、令和4年11月4日（金）以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれますが、各地の手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

この為、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲 1.に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ①当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- ②当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ③住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）

- ④当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ⑤生年月日
- ⑥職業
- ⑦資本金（法人の場合に限ります）
- ⑧当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑨不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- ⑩交換日（呈示日）
- ⑪支払銀行（部・支店名を含みます。）
- ⑫持出銀行（部・支店名を含みます。）
- ⑬不渡事由
- ⑭取引停止処分を受けた年月日

(注) 上記①～③に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2. 共同利用者の範囲

- ①電子交換所（全国銀行協会）
- ②電子交換所の参加金融機関

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 銀行会館

一般社団法人全国銀行協会のウェブサイト

(<https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>)をご覧ください。

以上



ちかくにいるから、
チカラになれる。